

総会

配布：一般

2017年7月14日

第71会期

議事日程議題 149

2017年6月30日に総会により採択された決議

[第五委員会の報告書に基づく (A/71/708/Add.1 and Corr.1)]

71/297. 性的搾取および虐待からの保護のための特別措置

総会は、

2017年3月10日の総会決議 71/278 を含む、性的搾取および虐待に関する全ての関連する諸決議を想起し、

「性的搾取および虐待からの保護のための特別措置：新しいアプローチ」と表題のついた事務総長報告書¹、性的搾取および虐待との闘いについての事務総長報告書²、および行財政問題諮問委員会の関連する報告書³、並びに中央アフリカ共和国における国際的な平和維持部隊による性的搾取および虐待に関する独立審査報告書⁴を伝えている事務総長ノートを審議して、

1. 「性的搾取および虐待からの保護のための特別措置：新しいアプローチ」と表題のついた事務総長報告書¹、性的搾取および虐待との闘いについての事務総長報告書²、および中央アフリカ共和国における国際的な平和維持部隊による性的搾取および虐待に関する独立審査報告書⁴を伝えている事務総長ノートに留意する。

¹ A/71/818 and Corr.1 and Add.1.

² A/71/97.

³ A/71/643 and A/71/867

⁴ A/71/99.

2. 行財政問題諮問委員会の報告書⁵に含まれた結論と勧告を是認する。

3. 性的搾取および虐待からの保護のための特別措置に関する事務総長報告書に感謝しつつ留意する。

4. 性的搾取および虐待の一つの実証的な事件は、一つだけでも多すぎるという全体としてのまた全員一致の立場を再確認する。

5. 性的搾取および虐待に対する国際連合ゼロ・トレランス政策を完全に履行するという事務総長の決意を歓迎し、そして事務総長に対し、性的搾取および虐待からの保護のための特別措置について、事務総長の次の報告書で達成された結果と遭遇した課題を報告することを要請する。

6. 2016年に報告された性的搾取および虐待の申立、とりわけ性的虐待の最悪の形態に関する申立の数について、重大な懸念を表明する。

7. 性的搾取および虐待からの保護を促進することに関する事務総長の提案は、部隊要員および警察要員提供諸国の見解と懸念を考慮に入れるため、加盟国との、とりわけ部隊要員および警察要員提供諸国との更なる協議を要求していることに留意し、そして事務総長に対し、そのような協議を開催することまた総会の第72会期の再開会期第二部において成果について報告することを要請する。

8. 性的搾取および虐待に対する国際連合対応の改善に関する特別調整官の活動に感謝しつつ留意する。

9. 事務総長に対し、性的搾取および虐待対策に対する制度全体の国際連合対応を調和させるための事務総長の取組を続けることを要請する。

10. 事務総長に対し、事務総長の次の報告書において、審査と調査能力においてまた事例管理において特定された格差並びに性的搾取および虐待の申立の報告に対処するために、事務局とその別々に管理された基金や計画間を含む、国際連合システム内の協力の増加のための具体的な措置を示すことを

⁵ A/71/867.

また要請する。

11. 本部および現地の被害者援助支援機能を導入するために講じられた措置を歓迎し、これに関連して事務総長からの将来の提案を期待し、そして被害者に対する迅速な支援を提供することの重要性を強調する。

12. 事務総長に対し、性的搾取および虐待からの保護のための特別措置に関する事務総長の次の報告書に、特定された格差、学んだ教訓、関係した機関の責任および適切な場合には勧告を含めて、性的搾取および虐待の被害者に対する援助と支援の提供についての国レベルでの国際連合機関間協力の総合的な分析を含めることを要請する。

13. 性的搾取および虐待の事例におけるものを含む、悪行を報告するため職員に権限を与えまた奨励するため、告発者の保護に関する新しく公布された政策を十分に執行するという事務総長の決意を歓迎する。

14. 関連する事務所と協議して、性的搾取および虐待の事例における、事務局とその別々に管理された基金や計画システム全体の、調査能力を強化するという事務総長の決意をまた歓迎し、そして次の報告書において情報を受け取ることを期待する。

15. 具体的行動と期限を伴った、性的搾取および虐待と闘うための年次行動計画を策定し提出することを上級指導部に命じる事務総長の意図を称賛し、そして事務総長に対し、事務総長の次の報告書の文脈においてその点に関して総会に報告することを要請する。

16. 事務総長に対し、それについて国際連合組織が知ることになった安全保障理事会の職務権限の下で活動しているミッションにおける性的搾取および虐待の申立について関係する加盟国に直ちに知らせることを要請し、そして事務総長に対し、関係する加盟国が、自国当局による適切なフォローアップを可能にするためのあらゆる利用可能な情報を受け取ることを確実にすることをまた要請する。

17. 国際連合システム中のあらゆる要員は、国際連合のイメージ、信用性、中立性および誠実さを維持するように、同じ行為基準を持たなければならないことを再確認し、そして管理上の、指揮上のま

た個人の責任を確実にする方法の一層の審議に専念し続ける。

18. 性的搾取および虐待に対する国際連合ゼロ・トレランス政策に対する部隊要員および警察要員提供諸国の強い公約を歓迎し、そしてこれに関連したその取組を称賛する。

19. 事務総長に対し、最善の慣行に関する部隊要員および警察要員提供諸国の協力を促進することによるものを含めて、能力構築と学習を促進することを奨励する。

20. 安全保障理事会の職務権限の下で承認された国際連合以外の部隊を展開している加盟国を含む加盟国に対し、性的搾取および虐待の申立を調査する適切な措置を講じ、実行者の責任を問いそして自らの部隊による広範なまたは組織的な性的搾取および虐待の信頼に足る証拠がある場合には部隊を本国に送還することを求める。

21. 安全保障理事会の職務権限の下で承認された国際連合以外のあらゆる部隊に対し、自らの要員による性的搾取および虐待に対する刑事責任の免除を予防しそして闘うための適切な措置を講じることを促す。

22. 事務総長に対し、安全保障理事会の職務権限の下で活動している国際連合以外の部隊による性的搾取および虐待の申立についての情報を将来の報告書に含め続けることを要請する。

23. 2016年6月17日の総会決議70/286の第80項を想起し、性的搾取および虐待からの保護のための特別措置に関する事務総長報告書が、性的搾取および虐待の最近の申立に結びついた危険因子を緩和することに関する勧告を含んでいないことに留意し、そして事務総長に対し、これらの危険因子を包括的に緩和することに関する勧告を事務総長の次の報告書に含めることを要請する。

24. 諮問委員会の報告書⁵の第16項と21項をまた想起し、そして事務総長に対し、2018-2019の2年間の通常予算に対する事務総長案の文脈において提案されたあらゆる必要とされるものについてまた2018年7月1日から2019年6月30日までの期間に対する関連する平和維持ミッションの予算案について正当化する十分な根拠を提供することを要請する。

25. 事務総長に対し、関連する規則や規定に従って、将来の予算提案の文脈において、被害者の権利を代弁する事務所とその職員の予算計上において透明性と費用効率を確実にすることをまた関連する経費、任務、義務、仕事量、予期される成果および達成指標に関する詳細な情報を含めることを、要請する。

26. 事務総長に対し、平和維持活動に対する将来の予算要求において、性的搾取および虐待に関するミッションにより実施されたリスク評価の調査結果およびこれらのリスクに対処するため現在進めている行動について報告することそして全ての国際連合の制服および文民要員に対するゼロ・トレランス政策のミッションによる実施に関する評価を含めることをまた要請する。

第 89 回本会議

2017 年 6 月 30 日